

社会福祉法人 宜野湾市社会福祉協議会  
役員・各種委員会等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宜野湾市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第9条、第25条の規定に基づき、役員・評議員及び各種委員の報酬等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、理事及び監事、評議員、評議員選任解任委員会委員をいう。
- (3) 各種委員とは、本会会長が委嘱した委員をいう。
- (4) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。
- (5) 費用弁償とは、本会の用務で会議等に出席する場合、支給するものとする。ただし、書面評決決議は含まないものとする。

(報酬)

第3条 本会の会長、副会長及び監事には、報酬として次の額を支給する。

- (1) 会長 40,000円（月額）
- (2) 副会長 8,000円（月額）
- (3) 監事が監査を行った場合は、報酬として日額10,000円とする。

2 第1項の規定にかかわらず、職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等の費用弁償は、次の各号とする。

- (1) 役員等は、理事会、評議員会及び各種委員会において、日額1,500円とする。ただし、前条1号及び2号の該当者は、支給しない。
- (2) 監事を除く役員等で職員としての立場を有する者に対しては、本会職員旅費規程に基づき、旅費が支払われる場合を除き、会議等への出席に係る費用は支払わないものとする。
- (3) 講習会、研修会等、講師の報酬については、別表1講師等支払基準表、それ以外は、別表2によるものとする。ただし、基準表によりがたい特別な場合は会長が定めることができる。
- (4) 同日に複数の委員会等が重なる場合の費用弁償は、高い方の金額をとるものとし、複数支給はしない。

(報酬総額)

第5条 各年度の役員報酬等の総額は、次の定める金額の範囲内とする。

- (1) 理事の報酬等の総額は、年間 81万円以内とする。
- (2) 監事の報酬等の総額は、年間 6万円以内とする。

(支給方法)

第6条 役員等の報酬及び費用弁償の支給方法については、原則として金融機関の預貯金口座への振込とする。

附 則

この規程は、平成18年11月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年11月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年2月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年3月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月26日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年9月5日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年3月19日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月25日から施行する。

附 則

この規程は、理事会の書面決議があったとみなす日(令和4年9月8日)から施行し、令和4年4月1日より適用する。